



宮 崎 県 公 報

平成24年12月25日（火曜日） 第 2449 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 有害興行の指定……………（こども家庭課） 1
- 民有林の保安林の指定……………（自然環境課） 1

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出（2件）…（商業支援課） 2

- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する
計画の変更……………（水産政策課） 3
- 公共測量の実施の通知……………（管理課） 4
- 都市計画の決定図書の写しの縦覧……………（都市計画課） 4
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧（7件）……（ ” ） 4
- 内水面漁場管理委員会指示
- 漁業法に基づく指示…………… 5

告 示

宮崎県告示第 892号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
24年-70	映画	若奥様と義父 指と舌で昇天	野上組 <新日本映像>	平成24年12月13日
24 -71	映画	未亡人どもの反乱 喪服でおもてなし	坂本組 <新日本映像>	
24 -72	映画	子宮に捧げる愛の詩 女体拷問研究所の真実	スタジオ・グレート・ホープ	
24 -73	映画	野外プレイ 覗きの濡れ場	竹洞組 <オービー映画>	
24 -74	映画	変態性宴 美肉さそい	松原組 <オービー映画>	
24 -75	映画	巨乳天国 ゆれ揉みソープ	関根組 <オービー映画>	
24 -76	映画	姉妹相姦 いたずら魔乳	渡辺（元）組 <オービー映画>	
24 -77	映画	吉沢明歩 したくてしたくて	佐藤組 <新東宝映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 893号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ウバガ

- 谷2928-1、2928-3、2928-4、2950、字鍵山3045、3094-2、3094-3、3094-5、3094-7、3094-12、3094-19、3094-20、3094-22、字折立3139、3140-1、3140-3、3140-4、3150、3151-1、3153、3154-1、3156、3157、3170-1、3170-5、3175-1、3175-3、3176、3180-1、字安者3187、3190、3202-2、3204-2、3214-3、字舟方3912-1、3914-1、3915-1、3919-1、3921-1、3921-3、3922-1、3923-1、

- 3924-1、3926-1、3928-1、3931-1、3933-1、3933-3、3935-1、字火切地3944-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - （仮称）ダイレックス延岡店
 - 延岡市別府町4452番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 昭和リース株式会社 代表取締役 土屋明正
 - 東京都文京区後楽一丁目4番14号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
 - 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 - 平成25年8月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,726㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - 建物南側 92台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - 建物南側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - 建物西側 130㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 建物内東側 11.44㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前8時30分～午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 建物敷地南側 2箇所（出入口2箇所）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時～午後10時
- 8 届出年月日
 - 平成24年12月10日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
 - 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
 - 平成24年12月25日から平成25年4月25日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
 - 宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
 - 平成24年12月25日から平成25年4月25日まで
- 11 意見書の記載事項
 - 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - （仮称）ドラッグコスモス吉村店
 - 宮崎市吉村町東部第二土地区画整理事業地内（56区画）
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
 - 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
 - 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 - 平成25年8月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,655㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側（No.1） 41台
 建物敷地北側（No.2） 31台
 合計 72台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数
 建物西側 21台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積
 建物南西側 50㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物内南西側 12.0㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 建物西側駐車場（No.1） 午前 9 時30分～午後10時30分
 建物敷地北側駐車場（No.2） 午前 9 時30分～午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 建物敷地南側及び西側 2箇所（出入口2箇所）
 建物敷地北側駐車場西側及び東側 2箇所（出入口2箇所）
 合計 4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 6 時～午後10時

8 届出年月日
 平成24年12月14日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
 平成24年12月25日から平成25年 4 月25日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
 宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間
 平成24年12月25日から平成25年 4 月25日まで

11 意見書の記載事項
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成24年12月25日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第12位、生産額で全国第11位（平成22年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサガ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携の下、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方針について検討していくこととする。

(5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成24年	平成25年
	まさば及びごまさば		16,000トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成24年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさ

ばにあっては平成24年7月から平成25年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成24年1月から平成24年12月までである。「平成25年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成25年7月から平成26年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成25年1月から平成25年12月までである。なお、「平成25年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成24年	平成25年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	15,760トン	
	まいわし	若干	若干
	まあじ	3,799トン	若干

(注) 「平成24年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成24年7月から平成25年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成24年1月から平成24年12月までである。「平成25年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成25年7月から平成26年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成25年1月から平成25年12月までである。なお、「平成25年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行

っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州農政局西諸農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

平成24年11月16日から平成25年3月11日まで

3 作業地域

小林市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画 地区計画

下北方地区 地区計画

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園
3・3・13号 今村近隣公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園
2・2・156号 新川街区公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園
2・2・164号 東部 2 号街区公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園
2・2・170号 飯田 3 号街区公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用

する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
田野都市計画公園
2・2・4号 南原 2 号街区公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画公園
5・5・11号 早水公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画下水道
都城公共下水道 都島ポンプ場
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 128号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成24年12月25日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

- 1 増殖義務
平成25年 1 月 1 日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。
ただし、履行が困難な場合にあつては、他の方法に替えること

ができる。

2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖

1 のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、平成25年6月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成26年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

また、平成25年9月1日に予定されている漁業権一斉切替え後においてもこの指示を適用する。

ただし、漁業権が免許されない場合においては、この限りではない。

別表

漁業権 番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量(増殖行為)												
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい	
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)
内共第 1号	北川	代表 北川漁業協同組合	170	600	18	3,200		1,000			15	又は 3,000			4,900
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業協同組合	195		35	2,500	2,500	2,500		15	又は 3,000			1,000	
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	110		25			1,500		10	又は 2,000			1,000	
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	1,385	1,000	100	34,000	12,000	2,500	10,000	50	又は 10,000			16,000	
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁業協同組合	58	500	45	2,250				5	又は 1,000			2,500	
内共第 6号	塩見川	富島河川漁業協同組合		1,500	15					5	又は 1,000			1,500	
内共第 7号	耳川	代表 西郷漁業協同組合	155	2,000	215	15,100	3,750	2,000		140	又は 28,000			30,000	
内共第 8号	石並川	美幸内水面漁業協同組合	15		20	1,000				25	又は 5,000			1,150	
内共第 9号	名貴川	名貴川淡水漁業協同組合	15		5	500	500			5	又は 1,000			1,000	
内共第 10号	平田川	平田川淡水漁業協同組合	5	500	10					5	又は 1,000			5,000	
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川漁業協同組合	150	500	135	15,000	2,000			25	又は 5,000			6,000	
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合	226	1,000	200	20,000	10,000	20,000		25	又は 5,000			24,000	
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合		750	20					5	又は 1,000			9,500	
内共第 14号	大淀川	代表 宮崎内水面漁業協同組合	458	3,250	457	8,800		14,700	30,000	150	又は 30,000			125,250	
内共第 15号	清武川	代表 木花内水面漁業協同組合	80	500	50					50	又は 10,000			6,000	
内共第 16号	加江田川	木花内水面漁業協同組合	15	500	10					25	又は 5,000			1,000	
内共第 17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合	30	500	20	5,000		1,000						13,000	
内共第 18号	広渡川	日南広渡川漁業協同組合	173	500	50	3,500				300	又は 60,000			15,000	
内共第 19号	福島川	串間市淡水漁業協同組合	30		40	1,000				10	又は 2,000			3,000	
内共第 20号	本城川	串間市淡水漁業協同組合	10		10					5	又は 1,000			1,000	
内共第 21号	御池	小林高原野尻漁業協同組合	10	500	30		500	1,000				1,000	又は 300	3,000	

<放流する魚種の体長・体重>

- | | | | |
|---------|-------------|----------|---------------------|
| 1. あゆ | 体重 3～10グラム | 6. うぐい | 体重 5グラム以上 |
| 2. ふな | 体重 5グラム以上 | 7. おいかわ | 体重 1グラム以上 |
| 3. うなぎ | 体重 10～25グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg) |
| 4. やまめ | 体重 5～10グラム | | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上 | 9. わかさぎ | 体重 5グラム以上又は発眼卵 |

--	--